

平成 26 年 3 月 28 日  
株式会社日本政策金融公庫

「神奈川県三浦半島沖で発生した油流出による被害を受けられた漁業者等の皆さまの相談窓口」を設置しました

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業では、神奈川県三浦半島沖で発生した外国貨物船衝突・沈没事故による油流出により、被害を受けられた方を対象に、公庫資金のご融資や、既存の公庫資金のご返済に関する相談窓口を農林水産事業本部に設置しましたのでお知らせします。(窓口開設日:3月28日)

相談窓口	お問い合わせ先
農林水産事業本部 営業推進部	フリーコール 0120-926478 住 所 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率
農林漁業 セーフティネット資金 (災害)	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】 年間経営費等の3/12以内	10年以内 (3年以内)	0.55%以内

(注1)利率は平成26年3月28日現在のものです。金利情勢により変動します。

(注2) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。